

第2 改革プログラム

1 効率的で質の高い行政基盤の構築

厳しい財政状況の中、時代の流れとともに変わる県民ニーズに的確に対応するため、これまで築き上げてきた簡素で効率的な組織体制を維持しながら、必要な組織の見直し等を積極的に行います。

また、定員・給与の適正管理や事務処理におけるムダの削減等により、行政コストの徹底的な縮減を進めるとともに、公正かつ適正で透明性の高い県政運営を進めながら、効率的で質の高い行政基盤の構築を図ります。

(1) 簡素で効率的な行政基盤の整備

① 行政需要に対応した簡素で効率的な組織体制の見直し

実施方針

今後、ますます複雑化・多様化する行政需要に迅速かつ的確に対応するとともに、新たな県総合計画の推進に向けて、効果的・効率的な施策の展開を図るため、引き続きスクラップ・アンド・ビルドを基本とした不断の見直しを進め、簡素で効率的な組織体制を構築していきます。

また、公共施設等の老朽化対策を推進するための個別施設計画（31頁参照）の策定内容を踏まえた組織体制のあり方について検討します。

さらに、地方分権の進展や社会経済情勢の変化に伴い、行政サービスの維持や効率的な提供のあり方も変化していることから、市町村と連携した広域的な行政課題への対応を含め、県の組織体制のあり方について検討します。

(見直しの視点)

ア 行政需要等の変化に対応した組織体制の整備

県総合計画に掲げる政策課題や新たな行政需要に柔軟かつ的確に対応した施策の展開が可能となるよう、組織体制の整備に努めます。

また、社会経済情勢の変化等に伴い、行政需要や県の役割が低下しているものについては、組織の廃止・統合、縮小等により簡素合理化を推進します。

イ 関連、類似業務の効率化

関連、類似する業務については、同一組織で一元的・総合的に実施することで効果的・効率的な施策の推進を図ります。

ウ 部局横断的課題への対応

部局横断的な課題に迅速かつ的確に取り組むため、プロジェクトチームや本部会議を積極的に活用するとともに、柔軟かつ機動的な組織体制の整備に努めます。

実施計画**【知事部局】**

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 県総合計画を推進するための組織体制の見直し ・ 産業振興、雇用促進を図るための体制整備 ・ 地域における医療、福祉を確保するための体制整備 ・ 文化・スポーツの振興のための体制整備等	検討・実施			
2 社会経済情勢の変化等に対応した組織体制の見直し ・ 本庁及び出先機関の組織体制の見直し ・ 市町村への権限移譲に伴う組織のあり方の検討 ・ 行政単位の広域化や事務の共同化の検討	検討・実施			
3 県有財産等の有効活用を図るための組織体制の見直し	検討・実施			
4 総務事務及び会計事務の執行体制の見直し	検討・実施			
5 県立看護大学の地方独立行政法人による運営	準備		実施	

【公営企業】

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 企業局が、健全な経営を維持しながら社会情勢や経営環境の変化等に迅速かつ的確に対応するための組織体制の見直し	検討・実施			
2 県立病院が、県民に高度で良質な医療を安定的に提供するための組織体制の見直し	検討・実施			

【教育委員会】

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 県教育振興基本計画を推進するための組織体制の見直し	検討・実施			

② 適正な定員管理

実施方針

本県では、これまで事務事業の徹底した見直しや業務のアウトソーシング等を推進するとともに、出先機関を含めた組織の統廃合を進めてきました。

その結果、平成27年度当初の知事部局等の職員数は、平成17年度比423人削減し、3,808人となりました。(下図参照)。

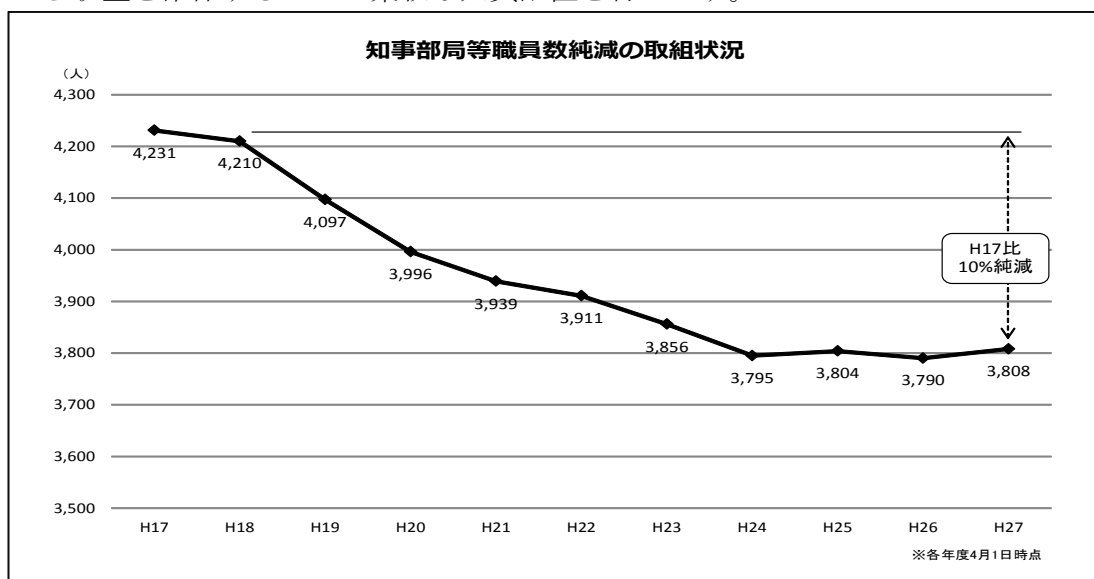
今後も、無駄のない人員体制を構築することはもちろんですが、一方では、社会経済情勢の変化や危機事象への対応、県勢発展に向けた取組等に伴う新たな行政需要に对应していくため、必要な分野に必要な人員を配置していかなければなりません。

また、子育て中の職員が安心して仕事と育児を両立できる環境を整備するため、育児休業を取得する職員の代替要員の確保等も進める必要があります。

こうした状況を踏まえ、知事部局等においては、今後もスクラップ・アンド・ビルドを基本とし、再任用職員数の推移等を勘案しながら、当面は、現在の水準を上回らない程度で適正な定員管理に努めていきます。

また、将来の人口減少など、社会経済情勢の変化を考慮した中長期的な定員管理のあり方について検討します。

なお、公立学校教職員や警察官については、法令で定められた定員基準等に基づいた適正な定員管理を行うとともに、企業局や病院局については、公営企業経営の観点から収益を確保するための柔軟な人員配置を行います。



・ 知事部局等には人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会、宮崎海区漁業調整委員会事務局を含む。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 適正な定員管理の実施	毎年度			
2 職員数の公表	毎年度			
3 人口減少など、社会経済情勢の変化を考慮した中長期的な定員管理のあり方の検討	随時			

数値目標

項目	目標値						
	H25	現況値 (H26)	H27	H28	H29	H30	H31
知事部局等職員数 (人)	3,804	3,790	3,808				約3,800

- ・ 各年度4月1日時点。
- ・ 推進期間中の取組が翌年度の4月1日に反映されることから、最終目標数値は平成31年度としている。
- ・ 知事部局等には人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会、宮崎海区漁業調整委員会事務局を含む。

(参考) これまでの総職員数純減の取組状況

※各年度4月1日現在

	H17 (A)	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27 実績(B)	H17比 増減数 (B-A)
知事部局等	4,231	4,210	4,097	3,996	3,939	3,911	3,856	3,795	3,804	3,790	3,808	▲ 423 (▲10.0%)
公営企業	1,570	1,447	1,437	1,412	1,394	1,405	1,422	1,438	1,469	1,499	1,536	▲ 34
企業局	137	120	120	117	115	116	115	115	117	116	115	▲ 22
病院局	1,433	1,327	1,317	1,295	1,279	1,289	1,307	1,323	1,352	1,383	1,421	▲ 12
教育委員会	10,570	10,468	10,310	10,169	10,140	10,073	9,945	9,814	9,691	9,614	9,521	▲ 1,049
公立学校教職員	10,121	10,025	9,869	9,728	9,697	9,649	9,529	9,398	9,278	9,201	9,110	▲ 1,011
事務局	449	443	441	441	443	424	416	416	413	413	411	▲ 38
警察本部	2,281	2,284	2,292	2,285	2,298	2,282	2,296	2,299	2,314	2,320	2,313	32
警察官	1,964	1,969	1,978	1,973	1,988	1,981	1,989	1,992	2,008	2,018	2,009	45
事務職員等	317	315	314	312	310	301	307	307	306	302	304	▲ 13
計	18,652	18,409	18,136	17,862	17,771	17,671	17,519	17,346	17,278	17,223	17,178	▲ 1,474

③ 適正な給与管理

実施方針

職員の給与については、人事委員会勧告の趣旨や国等との均衡を考慮した適正な管理に努めるとともに、人事行政運営における公正性、透明性を高めるため、毎年度、職員の給与等について公表します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 人事委員会勧告及び国等との均衡を考慮した適正な給与管理	毎年度			
2 給与等の公表	毎年度			

④ 事務処理のムダ削減

実施方針

職員一人ひとりが常にコスト意識を念頭に置きながら、必要性が低下した事務処理の廃止等に取り組むとともに、様々な分野において経費節約に努めることにより、事務処理における「ムダ」を徹底的に取り除きます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 事務処理の廃止、簡素・効率化 ・ 必要性が低下した事務処理の廃止 ・ 資料や挨拶文等の作成の見直し ・ 会議等の時間短縮、テレビ会議の活用等	毎年度			→
2 「経費節約の指針」に基づく経費節約の徹底	毎年度			→

⑤ 公営企業の健全経営

[企業局]

実施方針

「宮崎県企業局経営ビジョン」（平成27年3月策定）に基づき、計画的、効率的な事業運営を行い、安定した経営基盤を持続しながら健全経営を維持します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 電気事業 ・ 計画的、効率的な設備投資 ・ 電力の安定供給	毎年度			→
2 工業用水道事業 ・ 計画的、効率的な設備投資 ・ 工業用水の安定供給 ・ 借入金の計画的な償還	毎年度			→
3 地域振興事業 ・ ゴルファーの底辺拡大による利用促進 ・ ゴルフコースの適正な維持管理	毎年度			→

数値目標

項目	目標値					
	H25	H26	H27	H28	H29	H30
電気事業 供給電力量(千kWh)	427,686	579,307	490,000 以上			
工業用水道事業 契約水量(m ³ /日)	124,618	124,618	98,000 以上			
地域振興事業 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設利用者数(人)	32,714	33,982	33,500 以上			

[病院局]**実施方針**

医療を取り巻く環境が急速に変化する中で、高度・急性期医療を担う県立病院として期待されている役割と機能を十分に果たし、県民に高度で良質な医療を安定的に提供するため、「宮崎県病院事業経営計画2015」(平成27年3月策定)に基づき、安定的で強固な経営基盤の確立を目指します。

実施計画

実施計画(取組内容)の概要	工程表(実施予定年度)			
	H27	H28	H29	H30
1 「宮崎県病院事業経営計画2015」の推進 ・ 高度で良質な医療の安定的な提供 ・ 経営改善の更なる推進	毎年度			

数値目標

項目	目標値					
	H25	H26	H27	H28	H29	H30
病院事業全体での 収支均衡(総収支比率) (%)	100.4	—	100.0 以上			

⑥ 公社等改革の推進

実施方針

公社等改革については、これまでの取組により、大幅な県財政支出額の削減など、一定の成果をあげてきましたが、公社等は、公益的な目的を持ち、県の施策の補完的な役割を担っており、その経営状況が県財政に大きな影響を及ぼすことから、引き続き、「新宮崎県公社等改革指針」（平成27年4月改訂）に基づき、指針の対象となる公社等の役割や県の関与のあり方を徹底的に見直すとともに、公社等の経営自立化の促進を図ります。

また、債務超過等のため、特に経営改善が求められる公社については、「特に留意を要する公社」として重点的に改革を促します。

さらに、公社等の経営状況や県との随意契約の締結状況について、インターネット等を活用し、積極的な情報公開に努めるとともに、特に県の出資割合の高い法人等については、「宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例」に基づき、その経営評価について、県議会に報告します。

なお、指針の対象となっていない県関係団体についても、指針で示した考え方に準じて、必要な指導・助言等を行います。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 公社等改革指針に沿った統廃合等の検討	毎年度			→
2 公社等への県関与の見直し (1) 人的関与 (2) 財政支出 (3) 出資金（出えん金）の取扱	毎年度			→
	毎年度			→
	随時			→
3 点検評価制度の運用による公社等改革の着実な推進	毎年度			→
4 公社等の情報公開の推進	随時			→
5 県と公社等の随意契約の締結状況の公開	毎年度			→

数値目標

項目	目 標 値						
	H 2 5	現況値 (H26)	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1
公社等の数(法人)	42	45				→	41
公社等への県職員 派遣数(人)	85	87				→	83
公社等への県財政 支出総額(当初予算額) (億円)	約99	約96				→	約92

- ・ 各年度4月1日時点
- ・ 県財政支出総額には、県から派遣職員への直接支給人件費(見込額)を含めている。

(2) 危機事象への対応

① 危機管理能力の強化

実施方針

現在、「宮崎県危機管理指針」（平成25年5月改正）において、あらゆる危機事象に迅速かつ的確に対応し、被害を最小限にとどめるための基本的な枠組みを定め、県民の安全・安心の確保に努めています。

今後とも、南海トラフ巨大地震などの自然災害を始め、感染症、家畜伝染病等の発生に適切に対処するため、危機管理推進員を中心とした危機管理研修や関係機関と連携した訓練等を充実・強化し、職員及び組織の危機管理意識・能力の強化を図るとともに、危機事象に係るマニュアルの見直し・充実に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 職員の危機管理意識・能力の向上 ・ 危機管理研修の充実・強化	毎年度			→
2 組織における危機管理能力の強化 ・ 訓練の充実・強化	毎年度			→
3 各課所管の危機事象に係るマニュアルの見直し、充実	随時			→

② 業務継続計画（BCP）に基づく「事前の備え」

実施方針

大規模災害や深刻な感染症等が発生するなどの非常時において、県として必要な業務を継続し、あるいはいち早く再開できるよう「業務継続計画（BCP）」に基づく「事前の備え」に取り組みます。

なお、「事前の備え」に当たり、適切な進行管理を行うとともに、訓練や検証を行いながら必要な見直しを行います。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 業務継続計画（BCP）に基づく「事前の備え」の推進	毎年度			→

「業務継続計画（BCP=Business Continuity Plan）」とは、緊急事態発生時において、県として優先的に取り組むべき業務を、できるだけ中断させず、万が一中断した場合でも早急に復旧するため、必要な資源の用意や対応方針などを定めておく計画のことです。

「事前の備え」とは、大規模災害や深刻な感染症が発生した場合、建物や設備、情報インフラは大丈夫なのか、死傷者や来庁者への対応をどうするのかなど、さまざまな課題に対応するために「宮崎県業務継続計画（BCP）」に基づき、平常時から必要な準備を整えておくものです。

③ 防災拠点庁舎の整備

実施方針

現在の県庁舎は、耐震性能の不足や狭隘化・分散化等の状況から、防災拠点としての機能を十分に果たし得ないおそれがあります。

このため、大規模災害発生時に、県民の生命や財産を守る司令塔として、十分な耐震性能を有し、災害応急対策等を円滑に実施できる防災拠点庁舎の早期整備に取り組みます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 防災拠点庁舎整備に係る設計・建設工事の実施	設計		建設	

(3) 公正で開かれた県政運営

① 法令遵守（コンプライアンス）意識の徹底

実施方針

県民の県政への信頼を確実なものにしていくため、全庁的なコンプライアンス推進体制のもと、職員一人ひとりの法令遵守意識の現状や課題を把握しながら、自治学院における研修のほか、各所属のコンプライアンスリーダーによる職場研修や定期的な職場点検を実施していきます。

また、準公金等の取扱いについては、「宮崎県準公金等取扱規程」（平成22年12月制定）に基づき、各職場における定期的な点検等により管理の徹底を図ります。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 自治学院研修及び職場研修の実施	毎年度			→
2 定期的な職場点検の実施	毎年度			→
3 準公金等の点検等による管理の徹底	毎年度			→

② 公益通報制度の適正な運用

実施方針

公益通報制度については、職員が利用しやすくするため、弁護士が管理する外部通報窓口を継続するとともに、「宮崎県職員公益通報制度実施要綱」（平成18年4月制定）に基づき、遅滞なく通報に対応するなど、適正な運用を図ります。

また、各職場におけるコンプライアンス研修などを通して、職員に対する制度の周知徹底を行います。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 公益通報制度の適正な運用と職員への周知徹底	毎年度			→

③ 不当な働きかけ（口利き等）への対応

実施方針

「職務に関する不当な働きかけについての取扱要領」（平成19年4月制定）に基づき、公正な職務の執行を損なうおそれのある“不当な働きかけ”を対象とする記録、公表制度を引き続き実施し、県行政全般における職務の公正性及び公平性の確保を図ります。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 公正な職務の執行を損なうおそれのある働きかけの記録・公表	随時			→

④ 退職者の再就職のあり方についての検討

実施方針

退職者の営利企業等への再就職について、平成28年度から施行予定の地方公務員法改正に伴い、働きかけ規制を受ける退職者の範囲等の検討や制度の周知を図ります。

また、退職時に一定の職位以上の者に係る再就職の状況について公表し、適正な退職管理や透明性の確保を図ります。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 地方公務員法改正に伴う退職後の働きかけ規制等の検討	検討	→ 実施・周知		→
2 再就職状況の公表	毎年度			→

⑤ 情報公開制度の適正な運用

実施方針

「宮崎県情報公開条例」に基づく情報公開制度については、職員研修等により制度の円滑かつ適正な運用に努めるとともに、県民にとって利用しやすい制度とするため、口頭による開示決定の通知を実施します。

また、条例において、県は情報提供の推進に努めることと規定されている趣旨を踏まえ、県が公表すべき情報や県民のニーズが高いと思われる情報について、全庁的な公表・提供の基準である「県政情報の公表及び提供の推進に関する要綱」（平成18年4月制定）に基づき、県政情報の公表・提供の推進に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 情報公開制度の適正な運用 ・ 職員研修の実施等	毎年度			→
2 情報公開請求手続きの簡素化 ・ 口頭による開示決定通知の実施	随時			→
3 県政情報の公表・提供の推進 ・ 「県政情報の公表及び提供の推進に関する要綱」の適正な運用	毎年度			→

⑥ 個人情報保護制度の適正な運用**実施方針**

個人情報保護の重要性に鑑み、全ての県の機関において、「宮崎県個人情報保護条例」に基づく個人情報保護制度を運用します。

また、「知事が保有する個人情報の適切な管理に関する指針」（平成20年3月制定）に基づき、保有個人情報の適切な管理に努めるとともに、研修等を通じて職員一人ひとりの意識啓発を図ります。

さらに、マイナンバー制度の導入（46頁参照）やオープンデータの推進（33頁参照）に当たり、職員への説明会等により個人情報の保護の徹底を図ります。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 全ての県の機関における条例の運用	毎年度			→
2 職員の意識啓発（各所属に出向いての出前研修等の実施）	毎年度			→
3 マイナンバー制度やオープンデータへの対応	毎年度			→

⑦ 建設工事等における入札・契約制度の適正な運用・改善

実施方針

建設工事等の入札・契約については、職員一人ひとりが「入札・契約綱紀保持マニュアル」（平成20年6月策定）を遵守し、公正性、透明性、競争性の高い制度の適正な運用に努めるとともに、地域における災害対応や公共工事の品質確保の観点等から、適時適切に必要な改善を行います。

また、県が発注する建設工事等の実施状況について、定期的に学識経験者等で構成する「入札・契約監視委員会」に諮り、入札・契約制度の適正な運用の確保を図ります。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 建設工事等の入札・契約制度の適正な運用及び必要な改善	検討・実施			→
2 「入札・契約監視委員会」による調査・審議	実施			→

⑧ 新たな行政不服審査制度の適正な運用

実施方針

県民の権利利益の保護の一層の充実を図るとともに、県行政の適正な運営を確保するため、平成28年度から施行予定の新たな行政不服審査制度の導入に向けて、審査請求に対する公平な審理手続を遂行する審理員の指名や外部有識者による第三者機関の設置など、審理体制の整備を行います。

また、制度の適正な運用を図るため、審理業務に携わる職員への研修や、県民等への制度の周知に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 審理体制の整備及び適正な運用	整備	→ 運用		→
2 県民等への制度周知	毎年度			→
3 職員研修の実施	毎年度			→

(4) 適正で成果志向の県政運営

① 効果的・効率的な政策の形成・推進

実施方針

県総合計画に掲げる施策について、政策評価を実施し、毎年度、取組状況を検証するとともに、県民に分かりやすく公表します。

なお、評価に当たっては、県民意識調査の結果を数値目標等に活用し、その達成状況を判断するための参考とします。

また、検証結果については、次年度以降の取組状況の改善や新たな施策・事業の構築に向け、活用を図ります。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 政策評価の実施	毎年度			
2 「県民意識調査」の実施	毎年度			

② 公共事業評価の実施

実施方針

本県の社会資本整備は、未だ十分とはいえない状況です。しかし、財政は依然として厳しい状況が続くことが見込まれており、社会資本の整備に当たっては効果的・効率的な整備や透明性の確保、説明責任の向上が求められています。

このため、公共事業の客観的な評価を行う公共事業の事前評価等を引き続き実施します。

- ・事前評価：事業を着手する前に事業の妥当性や優先順位などを評価
- ・再評価：事業着手後、一定期間を経過して継続中の事業を評価
- ・事後評価：事業が完了した後に事業効果などを評価

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 公共事業事前評価の実施	随時			
2 公共事業再評価の実施	随時			
3 公共事業事後評価の実施	随時			

③ 適正な会計事務及び物品管理の確保

実施方針

宮崎県財務規則等に則った公正で適正な会計事務や物品調達・管理事務を確保するため、関係職員の研修の充実や出先機関に対する実地指導検査を実施します。

また、電子調達システムの運用による物品調達の効率的な事務処理に努めるとともに、公正性・透明性を確保します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 関係職員の研修の充実及び出先機関に対する実地指導検査の実施	毎年度			→
2 物品調達における電子調達システムの運用	毎年度			→

④ 監査機能の充実・強化

実施方針

適正で効率的な県の行財政運営の確保に資するため、効果的な監査手法により、公正不偏の立場から監査を実施します。

また、監査機能充実のため、職員の人材育成を図るとともに、工事監査及び財政援助団体等の監査については、専門的知識を有する外部専門家を活用します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 監査委員が実施する工事監査や財政援助団体等監査への外部専門家の活用 ※平成29年度以降は、平成28年度までの実績を踏まえ検討	実施		検討・実施	→

⑤ 法務機能の充実・強化

実施方針

地域の自主性や自立性を高めるための地方分権改革が進められる中、職員には条例制定等の立案を行う能力や、自主的に法令を解釈し、課題解決を図る能力が求められています。

また、行政手続法や行政不服審査法の改正により、行政庁の処分や行政指導に対する新たな救済制度が創設されるなど、県民の権利利益を保護する観点から、これまで以上に法令等に基づいた適切な事務処理を行っていく必要があります。

このため、法務に関する研修の充実や法律相談事例集の作成などにより、職員の能力向上に努めるとともに、課題解決や政策実現のための政策法務の取組を推進します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 法務に関する職員研修の充実及び法律相談事例集の作成	毎年度			→
2 政策法務の推進	毎年度			→

(5) 市町村との連携

① 市町村との連携

実施方針

市町村は、基礎自治体として住民生活に密接に関わる行政サービスを地域の実情に応じて提供する役割を担い、一方、県は、市町村の区域を越えた広域にわたる行政分野の担い手として、あるいは市町村間の連携促進や調整を行う役割、さらには市町村が担えない部分を補完する役割を担うものとされています。

このため、県では、市町村の自主・自立的な行政運営を支援するため、市町村の規模や体制等を勘案しながら、各自治体の自己責任・自助努力を基本としつつ、市町村に対する各種支援をはじめ、双方の交流、連携、協力関係の強化を進めます。

また、県や市町村は、地方自治体として行政ニーズに的確に対応するために、職員の能力開発・人材育成が不可欠です。

このため、相互連携による職員の能力向上を図る取組を進めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 県と市町村とのパートナーシップの強化 ・ 県と市町村との意見交換の実施	毎年度			→
2 市町村の自立支援 ・ 自治体行財政運営の適正化支援 ・ 市町村職員の政策立案能力等の向上支援	毎年度			→
3 市町村との共同による人材育成 ・ 県と市町村との職員相互派遣による人材育成の推進 ・ 市町村との合同研修の実施等による職員の資質向上の推進及び研修充実のための検討・見直し	毎年度			→

② 県から市町村への権限移譲

実施方針

少子高齢化・人口減少社会の到来、経済のグローバル化、地方分権の進展等により、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化していく中、行政サービスの向上を図るためには、県と市町村が「補完性の原則」に基づく適切な役割分担のもと、地域住民に身近な行政については、できる限り地域の実情に通じた市町村で担うことが求められます。

このため、市町村と十分な協議を行い、地域住民の利便性向上や行政の効率化の観点から権限移譲を推進します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 行政サービス・利便性の向上に資する権限移譲の推進	毎年度			→